

京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年1月19日

京都市人事委員会

委員長 松枝 尚哉

京都市人事委員会規則第4号

京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行細則の一部を改正する規則

京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行細則の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）」を「京都市職員の定年等に関する条例第12条の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）」に改める。

第5条第3項、第4項及び第6項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第6条第7項中「（再任用短時間勤務職員を除く職員をいう。以下同じ。）」を削り、同項ただし書中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第9条第2項中「常勤職員」の右に「（臨時的任用職員を除く。以下同じ。）」を加える。

第11条第1項第2号中「教育長及び」を削る。

別表第2職員の区分の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（暫定再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

2 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和4年12月23日京都市条例第25号）附則第9条第1項又は第2項の規定により採用された職員は、この規則による改正後の京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する

る条例施行細則第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同規則第2条第3項、第5条第3項、第4項及び第6項、第6条第7項並びに別表第2の規定を適用する。

(人事委員会事務局)